

## 施設使用時の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

使用者は、使用期間中、次のとおり感染拡大防止対策を講じてください。

なお、今後の感染拡大状況により当館が休館となった場合等において、貸出期間前、期間中にかかわらず施設の使用を停止することがあります。その際は貸出期間に応じて使用料を返金しますが、広報等その他一切の開催に係る経費の補償はいたしません。

また、下記の取り組みを実施できない場合は、貸出を停止します。

### 1. 運営スタッフ等の感染防止策として

- (1) スタッフの氏名・連絡先を把握し、名簿を作成すること。
- (2) 運営スタッフは必要最小限とすること。
- (3) こまめな手洗い・消毒を実施すること。
- (4) 施設内ではマスクの着用を徹底すること。また、施設内での会話は最小限とすること。
- (5) 各自必ず検温し、発熱や体調不良の症状がある場合は自宅待機すること。
- (6) 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限すること。
- (7) 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。

### 2. 企画・運営上の感染防止策として

- (1) 展示・イベント等を広報・告知する際は、来場者・参加者に対し以下についても併せて周知・要請するよう努めること。
  - ① 発熱や体調不良の症状がある場合は来場しないこと。
  - ② 入場時の検温に協力すること。
  - ③ プレゼント・差し入れ等は控えること。
  - ④ 来場に際し、可能な限り、国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称COCOA)をインストールすること。
- (2) 展示・イベント等の実施・運営に当たっては、以下の取り組みを行うこと。
  - ① 扉の開放による小まめな換気を行う(コミュニティーギャラリー搬入口を除く)。
  - ② ドアノブ、電気のスイッチなど、多くの人の手が触れる場所のこまめな消毒を実施する。
  - ③ 貸出備品は、返却時にアルコール等で消毒する。
- (3) コンサート、講演会、ワークショップ等のイベントを企画する際は、以下の取り組みを行うこと。
  - ① 下記の表に示す施設ごとの最大人数(運営側スタッフ除く)を上限として定員を設定する。

| 施設名           | 最大人数 | 施設名      | 最大人数 |
|---------------|------|----------|------|
| コミュニティーギャラリーA | 22 名 | ワークショップA | 18 名 |
| コミュニティーギャラリーB | 9 名  | ワークショップB | 28 名 |
| コミュニティーギャラリーC | 19 名 | シアター     | 90 名 |

- ② 密集状況が発生しないように余裕を持った開場時間、休憩時間を設定し、混雑の緩和に努める。
- ③ 来場者の氏名及び緊急連絡先を把握するため、名簿を作成する。作成に際しては、来場者に対し、これらの情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る旨事前に周知すること。

なお、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること。

④スタッフ・出演者と来場者が接触するような機会（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチする、入待・出待する等）を設けない。

(4) 来場者から入場料を徴収する際は、以下の取り組みを行うこと。

①対面で入場料を徴収する場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来場者との間を遮へいするよう努める。

②チケット窓口の行列では、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。

③入場時のチケットもぎりの際は、手袋を着用する。あるいは、オンラインチケット販売等によりもぎりを行わない手段を講じる。

### 3. 来場者入場時の感染防止策として

(1) 来場者の検温を実施すること。検温の結果、37.5 度以上の発熱があった場合は、入場をお断りすること。検温器は非接触型のものを準備すること(美術館からの貸出可)。

(2) 会場にアルコール手指消毒液を設置すること。

(3) パンフレット・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けること。

(4) 入場者・参加者に対し、美術館の指示により、以下のことを要請する掲示を行うこと。

①マスク着用や咳エチケットの徹底。

②体調不良等の症状がある場合は、入場を控える。

③入場時には手指のアルコール消毒を行う。

④観覧時には、他のお客様と一定の距離を保つ。

(5) 密にならないよう入場制限を行うこと。その際の日安は前記2(3)①に示す表のとおりとする。

### 4. シアター使用時の感染防止策として

(1) 座席は原則として指定席にする等、適切に感染防止措置がとれる席配置とするよう努めること。

(2) 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策(前後左右を空けた席配置、又は最低1メートル(できるだけ2メートルを目安に)を置くことと同等の効果の有する措置等)に努めること。

(3) 表現上困難な場合を除き、原則として出演者に対してもマスクあるいはフェイスシールドの着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとること。

### 5. 感染者が確認された場合の措置

運営スタッフ・入場者等に感染が確認された場合は、直ちに美術館に報告すること。

---

上記「新型コロナウイルス感染拡大防止対策について」の内容を了解のうえ使用することを承諾します。

令和      年      月      日  
署名 \_\_\_\_\_